

もしも事故が発生してしまったら…

事故が発生した場合は、慌てず落ち着いて以下のように対応してください。

1. 負傷者の救護

ケガをされた方がいる時は、負傷者の救護を最優先します。ケガの状態などから緊急の場合は、救急車を呼びましょう。



2. 路上の安全確保

他の交通の妨げにならないように、事故車を安全な場所へ移動し、非常点滅灯をつけ、停止表示機材を設置するなどの安全対策を行いましょう。



3. 警察への通報

すぐに警察に届け出ましょう。

- ・事故の日時と場所
- ・事故の状況
- ・死傷者・損害物の有無
- ・ケガの程度や損傷状況

※交通事故傷害共済の共済金の請求をする際には、交通事故証明書が必要です。



4. JD共済へ事故報告

事故現場での対応を終えたら、速やかに事故の連絡をお願いします。事故報告書に必要事項をご記入のうえ、客車運転者の免許証コピーを添付して下さい。

FAXもしくはメール



5. 事故受付

事故報告書を受信後、損傷状況などの詳細を確認するためお電話いたします。



6. 事故対応開始

組合員様に代わって、事故対応専門の担当者が事故解決にあたります。

- ・被害者への連絡
- ・修理工場への連絡
- ・損害の確認 等



7. 免責金額の払込み

原則として、修理金額等の車両損害額確定後3日以内に、本組合の指定口座へ免責金額を払い込みください。

(注) 免責金額の払込みが遅れますと、新たに事故が発生した場合に事故の受付ができません。

8. 事故対応完了

事故対応が完了したことをお伝えするためお電話いたします。

- ・事故の解決
- ・共済金のお支払金額と内訳
- ・共済金の支払案内を送付



円満な解決のために被害者に対して、誠意を尽くし、後日改めてのお詫びやお見舞い等を行ってください。丁寧な態度と言葉使いで、気持ちを込めて対応することが大切です。

また、JD共済の担当者が責任を持って対応いたしますので、**事故現場での示談、金銭や責任割合などの約束はされないよう**お願いいたします。

0200-2306

事故報告書類

- 受託自動車共済事故報告書 兼 請求書
- 交通事故傷害共済事故報告書(加入者のみ)

事故報告書の届出について

所定の届出書類にご記入のうえ、FAXまたはEメールでお送りください。

FAX 0120-88-2508
076-425-9633
【受付時間】24時間・365日

sc@jd-kyosai.com
【受付時間】24時間・365日

お電話でご連絡いただく場合は…

事故報告専用ダイヤル

0120-88-7654
【受付時間】24時間・365日

ただし、午後5時15分から翌日午前10時及び土・日・祝日・年末年始は電話オペレータが事故の受付をし、翌営業日に担当者が対応いたします。

※共済契約に関するお問い合わせはできません。

総合受付

0120-21-4455
ガイダンス2(損害サービス部)

【受付時間】10:00~17:15
(土・日・祝日・年末年始は除きます)

(注) FAX及びメールの送信先、電話番号をよくお確かめのうえ、お間違いのないようご注意ください。

各種事故報告書はJD共済ホームページからもダウンロードできます

<https://jd-kyosai.com>

JD共済

検索

トップページ>>「組合員の皆様はこちら」>>「事故関係書類のダウンロード」



警察庁・国土交通省認可共済

ジェイ・ディ共済協同組合